

令和4年度 感染管理認定看護師等補助金の手引き

◆ 感染管理認定看護師等資格取得支援事業 ◆

令和4年10月

東京都福祉保健局感染症対策部事業推進課

令和4年度感染管理認定看護師等補助金の手引き 目次

【感染管理認定看護師等資格取得支援事業】

・ 事業概要	・ ・ ・	1
・ 実施スケジュール	・ ・ ・	2
・ 事業に関するQ&A	・ ・ ・	3～8
・ 提出書類一覧		
交付申請	・ ・ ・	9
実績報告	・ ・ ・	10

（参考）

- ・ 補助金実施要綱
- ・ 補助金交付要綱

●本事業に関するお問い合わせ先●

東京都福祉保健局感染症対策部事業推進課（感染症医療整備担当）

TEL : 03（5320）4528

**令和4年度
感染管理認定看護師等資格取得支援事業概要**

事 項	内 容		
目的	病院が実施する感染症管理に関する資格取得を支援する取組に対し、東京都が必要な経費を補助することで、感染症の専門資格を有する医療人材による新興感染症等への対応及び平常時からの病院における感染管理の質の向上を図る。		
補助対象事業所	都内の病院。ただし、国及び都が開設した病院は、対象外。		
予算規模	15事業所（令和4年度） ※ 予算規模を超えて申請があった場合は、都において選定する場合あり。		
対象資格	1 感染管理認定看護師 2 感染症看護専門看護師 3 感染制御実践看護師 4 感染制御認定薬剤師 5 感染制御専門薬剤師 6 認定臨床微生物検査技師（CTCM） 7 感染制御認定臨床微生物検査技師（ICMT）		
対象経費 及び 基準額	雇用している看護職員等の資格取得・更新を支援するため、病院が負担する下記ア～キの経費とする。 （令和4年度）		
		対象経費	基準額
	ア	入学料	一施設当たり 6,000千円 （うち、「対象経費」における オ 人件費」については、一月当たり434千円とする。）
	イ	受講料（年度内に受講修了した場合）	
	ウ	認定審査料（認定された場合）	
	エ	認定登録料	
	オ	人件費（教育課程受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費）	
	カ	資格更新料	
	キ	その他知事が必要と認めた経費	
※対象資格の4～7については、対象経費は、エ～キとする。			
補助金の 交付額	受講生ごとに、対象経費ア～キについて、以下に定める手順によって算出する。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 基準額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定 ↓ 選出された額の合計に、補助率 3/4 を乗じて得た額を交付額とする。 ※4,500千円を上限とする		
補助率	3/4		
その他	(1) 認定審査料について交付決定を受けた場合、認定審査に合格することを条件として付す。 (2) (1) に定めた条件に反した場合には、補助金を交付しない。また、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずる。		

令和4年度感染管理認定看護師等 実施スケジュール

当補助事業は、あくまでも予算の範囲内で行うため、申請状況等により、別途期限を設定する場合があります。

時期（令和4年）	申請事業者	東京都
交付申請書提出 (第1回) 令和4年10月31日（月） (第2回) 令和5年 1月16日（月）	交付申請書提出 (年2回。各回の要件による) 交付決定通知書受領 実績報告書提出 (年2回。申請時期による) 補助額確定通知書受領 支払関係必要書類提出 (実績報告時に提出の場合あり) 補助金受領（振込み） 第1回分令和5年2月頃 第2回分令和5年5月末	申請書類收受 書類審査 交付決定通知 (申請から2か月程度) 報告書書類收受 書類審査 補助額確定 (申請から2か月程度) 支払関係必要書類收受 補助金支払（確定払）
実績報告提出 (第1回) 令和5年1月頃を予定 (第2回) 令和5年3月頃を予定		
補助金の支払い (第1回) 令和5年3月頃を予定 (第2回) 令和5年5月末		

※ ：「提出書類一覧」を参考に必要書類を用意してください。

感染管理認定看護師等資格取得支援事業補助金 Q & A
(令和4年度)

(分野)

Q1 どの分野の資格が対象になりますか。

A1 看護師は、「感染管理認定」、「感染症看護専門」、「感染制御実践」、薬剤師は、「感染制御認定」、「感染制御専門」、検査技師は、「認定臨床微生物(CTCM)」、「感染制御認定臨床微生物(ICMT)」の7資格が補助対象となります。
(交付要綱を参照。対象経費については、資格により異なる)

(補助金の対象期間)

Q2 令和4年度に補助金を申請することができるのは、どの期間の教育課程を受講する場合ですか。

A2 令和4年度に対象となるのは、令和4年度に受講または受講を予定する方で、令和4年度内に支払いを行う経費が対象となります。
また、令和5年度に入学する方で、令和4年度内に入学料、受講料等を支払うものについても、その経費については、令和4年度の申請となります。

(対象経費)

Q3 令和3年度に「入学料」、「受講料」はこの事業に申請していなかったが、令和4年度に「人件費」と「認定審査料」のみ、この事業に申請することはできますか。

A3 病院によって資格取得を目指す職員に対する助成制度が異なることを考慮し、病院で負担をしない経費を0円とした事業計画書を提出していれば、一部の経費のみの利用も認めています。

(補助対象経費)

- 1 入学料
- 2 受講料(年度内に受講修了した場合)
- 3 認定審査料(合格した場合)
- 4 認定登録料
- 5 人件費(教育課程受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費)
- 6 資格更新料

※1、2、5は、看護師のみ対象です。

（教育機関）

Q 4 都内の教育機関での受講のみが対象でしょうか。

A 4 全国のエ育機関での受講が対象となります。

なお、教育機関及び開講状況等の最新情報については、各認定機関 HP 等で確認してください。

（対象職員の勤務形態）

Q 5 対象職員（受講生）について、勤務形態や勤務年数等の条件はありますか。

A 5 条件はありません。常勤・非常勤の別を問わず、勤務年数も不問です。

（経費の負担方法）

Q 6 当病院では、教育課程を受講する職員に対し給与を支給し、入学料、受講料及び認定審査料については、職員本人と病院で2分の1ずつ負担します。この場合もこの事業を利用することはできますか。

A 6 利用できます。

ただしその場合、補助対象となるのは、病院が負担した額のみとなります。受講生の負担分については、補助対象となりません。

（経費の負担方法）

Q 7 当病院では、まず、受講生が入学料や受講料を立て替えて、年度末までに病院に費用を請求し、請求後、病院から受講生に対し満額を支給する予定です。このような場合は、補助金の申請をすることはできますか。

A 7 対象となる費用について、年度内（令和5年3月31日まで）に、病院から受講生に対して支払いが済んでいれば、補助の対象となります。

（補助金の対象者）

Q 8 教育課程を受講する職員に直接手続きをとらせて、この職員に対して補助金を渡してもらえますか。

A8 受講者に対し、直接補助金を交付（振込等）することはできません。

この補助金は、病院が実施する、職員に対する対象資格取得支援の取組に対し補助をするものであり、補助対象はあくまでも病院となります。

（教育課程の休学）

Q9 教育課程に入学したが、休学等により年度内に修了できなかった場合は、どうなりますか。

A9 教育課程の受講を、その年度内に修了することが条件なので、その場合、補助金は交付できません。

すでに入学料、受講料及び人件費等の補助金が交付されていた場合、すべて返還していただきます。単位不足等により、年度内に修了できなかった場合も同様です。

（認定審査の不合格）

Q10 認定審査料について交付決定まで受けていたが、認定審査に不合格だった場合、どうなりますか。

A10 認定審査料については、実績報告で0円の報告をしていただき、補助金の支出はしません。

ただし、教育課程を年度内に修了している場合、入学料、受講料、人件費等については返還の必要はありません。

（各病院の申請人数）

Q11 同一事業所から同じ年度に、2名以上申請することはできますか。

A11 基準額の範囲内で申請することは可能です。

（職員の途中退職）

Q12 入学料、受講料、人件費の補助を受けていたが、職員が研修を受講している途中で退職してしまった場合、補助金は返還となりますか。

A12 病院が雇用している職員ではなくなることから、病院から補助金を返還していただきます。

（職員の途中退職）

Q 1 3 入学料、受講料、人件費の補助を受け研修を修了したが、認定審査の合格発表前に、職員が退職してしまった場合、補助金は返還となりますか。

A 1 3 研修受講を修了しているのであれば、入学料、受講料、人件費の返還にはなりません。

（対象経費について1）

Q 1 4 教育課程受講期間中の受講者または代替職員に係る人件費に法定福利費分は含まれますか。

A 1 4 人件費（法定福利費、賞与及び手当を含む。）については、報酬、報償費及び賃金についても対象経費とすることができます。

（対象経費について2）

Q 1 5 資格取得に複数年（支払が複数年）に及ぶ場合は、どのように申請したらよいか。

A 1 5 その支払い経費分の年度毎に申請が必要になります。

【例】感染管理認定看護師

令和4年度に試験・合格。令和5年度に入学・受講。令和6年度に認定試験。

入学金の支払いが令和4年度 その経費分を令和4年度に申請

受講料の支払いが令和5年度 その経費分を令和5年度に申請

認定試験の支払いが令和6年度 その経費分を令和6年度に申請

（対象経費について3）

Q 1 6 他補助事業との調整

A 1 6 当補助事業と同様の目的とした事業からの収入がある場合は、別紙1－2の「寄付金及びその他の収入額（B）」にその金額を計上して下さい。

（対象経費について4）

Q 1 7 補助上限について

A 1 7 補助上限は、一機関あたり4, 500千円となります。(単年度)

(基準額6, 000千円×補助率3/4)

なお、上記金額は単年度ですので、複数年の申請も可能ですが、予算の範囲内で決定させていただきます。

(対象経費について5)

Q 1 8 補助の <u>対象経費</u> とならないものは、どのようなものか。
--

A 1 8 (1) 研修会場までの通学(交通)費

(2) 教材費(受講料以外のもの)

(3) 振込手数料(入学金、受講料等の各種振込)

《補助事業共通事項編》

（補助事業とは）

Q 1 補助事業とはどのようなものですか。

A 1 東京都の行う補助事業とは、補助対象者が行う事務又は事業に対して、都がこれを助成（あるいは奨励）するために、財政的な援助として補助金を交付する事業のことです。

（関係書類の管理保管）

Q 2 補助金の書類は、何年間保管する必要がありますか。

A 2 病院は、補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類（※）を整理し、これらの帳簿、書類を、事業完了後5年間保管しておかなければなりません。

※ 領収書や給与明細など

（申請する者）

Q 3 補助金の申請は、必ず病院の開設者が行うのでしょうか。

A 3 病院の開設者名（法人名）で手続きを行います。

各申請書等に使用する印鑑は、法人の実印を使用します。また、交付申請の際に印鑑証明書の提出が必要です。

ただし、申請手続き、振込先口座を委任することは可能です（要委任状）。

（補助金申請手続）

Q 4 補助金を活用したいのですが、具体的にはどのような手続きが必要ですか。

A 4 補助金の交付を受ける場合、年間を通じて東京都と書類のやり取りが必要です。

（申請手続きの流れについてはP.2のスケジュールを参照）

感染管理認定看護師等資格取得支援事業提出書類一覧 (交付申請)

交付申請書の提出にあたり、こちらで提出書類をチェックの上、あわせて提出してください。

法 人 名	医療法人社団東京会
医 療 機 関 名	医療法人社団東京新宿病院

番号	提 出 書 類 名	提出時 チェック欄	備 考
1	感染管理認定看護師等資格取得支援事業 提出書類一覧表（本票）	✓	
2	別記第1号様式 交付申請書	✓	
3	別紙 1 所要額調書（総括表）	✓	
4	別紙 1 - 2 所要額調書（個表） ※対象者が複数いる場合は、人数分作成のこと	✓	
5	別紙 2 事業計画書（看護職）	✓	
6	別紙 2 - 2 事業計画書（薬剤師、臨床検査技師）	✓	
7	別紙 3 対象経費の支出予定額内訳書	✓	
8	別紙 4 歳入・歳出予算書（抄本）	✓	
9	印鑑証明書（原本）	✓	
10	教育課程の合格通知（写）	✓	

※その他必要に応じて、書類の提示又は提出を求める場合があります。

この欄を使用し、必要書類がすべてそろっていることを必ず確認の上、この用紙と必要書類をあわせて提出してください。
提出の必要がない書類については、斜線を引いてください。

感染管理認定看護師等資格取得支援事業提出書類一覧 (実績報告)

実績報告書の提出にあたり、こちらで提出書類をチェックの上、あわせて提出してください。

法 人 名	医療法人社団東京会
医 療 機 関 名	医療法人社団東京新宿病院

番号	提 出 書 類 名	提出時 チェック欄	備 考
1	感染管理認定看護師等資格取得支援事業 提出書類一覧表（本票）	✓	
2	別記第2号様式 実績報告書	✓	
3	別紙 5 所要額精算書（総括表）	✓	
4	別紙 5 - 2 所要額精算調書（個表） ※複数名の場合は人数分作成のこと。	✓	
5	別紙 6 事業実績報告書（看護職）	✓	
6	別紙 6 - 2 事業実績報告書（薬剤師、臨床検査技師）	✓	
7	別紙 7 対象経費の実支出額内訳書	✓	
8	別紙 8 歳入・歳出決算書（抄本）	✓	
9	病院が入学料、講習料等を負担し、支払ったことを証する書類 （１）教育機関への入金が確認できる書類 （２）病院が受講者に対して費用を支払ったことが確認できる書類 （受講生名の受領書等）	✓	

※その他必要に応じて、書類の提示又は提出を求める場合があります。

この欄を使用し、必要書類がすべてそろっていることを必ず確認の上、この用紙と必要書類をあわせて提出してください。
提出の必要がない書類については、斜線を引いてください。

感染管理認定看護師等資格取得支援事業実施要綱

3 福保感事第 5 9 1 1 号

令和 4 年 3 月 2 2 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、病院が実施する従事職員の感染管理に関する資格取得を支援する取組に対し、東京都（以下「都」という。）が必要な経費を補助することで、都内における感染管理の専門資格を有する医療人材の育成を促し確保を図るとともに、新興感染症等への対応及び平常時からの病院における感染管理の質の向上を図る。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 感染管理認定看護師等

下記アからキまでを「感染管理認定看護師等」という。

ア 感染管理認定看護師

公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）が、公益社団法人日本看護協会認定看護師規程により認定する感染管理認定看護師の資格を有する者をいう。

イ 感染症看護専門看護師

日本看護協会が、日本看護協会専門看護師規程により認定する感染症看護専門看護師の資格を有する者をいう。

ウ 感染制御実践看護師

学校法人青葉学園東京医療保健大学感染制御教育研究センターが、感染制御実践看護学講座を修了した者に認定する資格を有する者をいう。

エ 感染制御認定薬剤師

一般社団法人日本病院薬剤師会（以下「日本病院薬剤師会」という。）が認定する感染制御認定薬剤師の資格を有する者をいう。

オ 感染制御専門薬剤師

日本病院薬剤師会が、認定する感染制御専門薬剤師の資格を有する者をいう。

カ 認定臨床微生物検査技師（CTCM）

認定臨床微生物検査技師制度協議会が、認定する認定臨床微生物検査技師の資格を有する者をいう。

キ 感染制御認定臨床微生物検査技師（ICMT）

感染制御認定臨床微生物検査技師（ICMT）協議会が、認定する感染制御認定臨床微生物検査技師の資格を有する者をいう。

(2) 病院

医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に定める病院をいう。

(実施主体)

第3条 本事業は、都が実施する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象は、都内の病院とする。ただし、国及び都が開設した病院は、対象外とする。

(補助対象内容)

第5条 補助金の交付対象は、前条に規定する病院の設置者が、雇用している看護職員、薬剤師及び臨床検査技師に、感染管理認定看護師等の認定資格を取得させるために負担した経費に対して行うものとする。

(補助金の額)

第6条

補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助金の算定に必要な事項は、感染管理認定看護師等資格取得支援事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める。

(その他)

第7条

第1条から第6条までに定めるもののほか、必要な事項は交付要綱に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年12月15日から適用する。

感染管理認定看護師等資格取得支援事業補助金交付要綱

3 福保感事第 5 9 1 2 号

令和 4 年 3 月 2 2 日

(目的)

第 1 条

この要綱は、感染管理認定看護師等資格取得支援事業実施要綱（令和 4 年 3 月 日付 3 福保感事第 5 9 1 1 号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づいて行う、感染管理認定看護師等資格取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項について定め、事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条

この要綱において、補助対象者は、実施要綱第 4 条に定める病院とする。

(補助対象事業)

第 3 条

この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第 5 条に定める事業とする。

- 2 補助事業は、国、地方公共団体等の他の補助金等を充当し実施する事業は対象外とする。

(補助対象経費)

第 4 条

この補助金の対象とする経費は、別表の第 3 欄に定める経費とする。

(事業の実施期間)

第 5 条

補助の対象とする事業の実施期間は、第 8 条の規定に基づく交付決定がなされた日が属する年度の 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までとする。ただし、令和 3 年度については、令和 4 年度受講に向けた入学料及び受講料について、適用日から対象とする。

(補助金の額)

第 6 条

この補助金は、次の（１）及び（２）により算出された額を、都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- （１）第 3 条に定める事業の実施に当たり、別表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定

める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (2) (1) により選定された額と当該事業に要する総事業費から、寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第7条

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東京都知事（以下「知事」という。）の指定する日までに、感染管理認定看護師等資格取得支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第8条

知事は、第7条の規定に基づく交付申請があった場合は、申請書及び関係書類の審査並びに必要に応じて実態調査等を行い、適当と認めたときは、第9条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

- 2 知事は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第9条

交付の条件は、以下のとおりとする。

- (1) 交付決定の際に付す条件

ア 対象経費のうち、入学金、授業料及び教育課程受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費について交付決定を受けた場合、研修受講年度内に受講を修了することを、条件として付す。

イ 対象経費のうち、認定審査料について交付決定を受けた場合、認定審査に合格することを、条件として付す。

ウ ア及びイに定める条件に反した場合、補助の目的に適合しないとして、補助金を交付しない。

- (2) 事情変更による決定の取消し等

ア 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

イ アの規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認められる場合に限る。

- (3) 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれ

かに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。

(4) 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況等を書面により知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(5) 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の遂行状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査することができる。

(6) 遂行命令等

ア 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 知事は、補助事業者がアの命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

ウ イの一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は9の規定により、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(7) 実績報告

ア 補助事業者は、補助事業完了後、知事が指定する日又は補助金の交付の決定に係る都の会計年度が終了したときのいずれか早い日までに、感染管理認定看護師等資格取得支援事業補助金実績報告書（別記第2号様式）（以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。また、(3)のウの規定により廃止の承認を受けたときも同様とする。

イ 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、感染管理認定看護師等資格取得支援事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第3号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っていない場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

(8) 補助金の額の確定

知事は、(7)の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う実態調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額の確定をし、補助事業者に通知するものとする。

(9) 是正のための措置

知事は、(8)の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

(10) 決定の取消し

ア 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他この交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

イ アの規定は、(8)の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(11) 補助金の返還

ア 知事は、(10)のアの規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

イ アの規定は、(8)の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合においても適用があるものとする。

(12) 違約加算金及び延滞金

ア 知事が(10)のアの規定により、この補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(13) 違約加算金の計算

(12)のアの規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(14) 延滞金の計算

(12)のイの規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(15) 他の補助金の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(16) 関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(補助金の交付)

第10条

補助金の交付は、当該年度における補助事業の終了後、実績報告書の提出を受けた後、確定払で行うこととする。

(申請の撤回)

第11条

申請者は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(指導及び監督)

第12条

知事は、補助事業者に対し、補助事業に係る運営について、関係法令の定めるところにより補助金の交付の目的が達せられるよう必要な指導監督を行うことができる。

(補則)

第13条

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金等交付規則の施行について(昭和37年財主調発第20号)の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年12月15日から適用するものとする。

別表

1 対象事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
感染管理認定 看護師等資格 取得支援事業	一施設当たり 6,000千円 (うち、3の「対 象経費」におけ る「(1)のオ 人件費」につい ては、一月当た り434千円 とする。)	(1) 実施要綱第2条の(1)の アからウの資格取得にかか る経費 ア 入学料 イ 受講料(年度内に受講 修了した場合) ウ 認定審査料 (認定された場合) エ 認定登録料 オ 人件費 教育課程受講期間中の 受講者に係る給与費又は 代替看護職員給与費(※) カ 資格更新料 キ その他知事が必要と認 めた経費	4分の3
		(2) 実施要綱第2条の(1)の エからキの資格取得にかか る経費 ア 認定審査料 (認定された場合) イ 認定登録料 ウ 資格更新料 エ その他知事が必要と認 めた経費	

※1 給与費(法定福利費、賞与及び手当を含む。)については、報酬、報償費及び賃金についても対象経費とすることができる。

2 令和3年度の基準額は、一施設当たり1,000千円とする。